

第 2 3 号議案

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する
条例施行規則等の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和 7 年（ 2 0 2 5 年） 3 月 2 8 日

提出者 中野区教育委員会教育長 田代 雅規

（提案理由）

区議会第 1 回定例会にて議決された「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」及び「中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部を改正する条例の公布に伴い、関連する規則の改正を行う必要がある。

中野区教育委員会規則第5号

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年中野区教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第6項中「されなかった」を「、されなかった」に改め、同条第7項第2号中「、条例第11条の2第1項の規定による請求にあっては3歳に、条例第11条の3第1項の規定による請求にあっては」を削り、同条第8項中「遅滞なく」を「、遅滞なく」に改める。

第27条第1項中「7月1日から9月30日」を「6月1日から10月31日」に改める。

第29条の2の見出しを「（子の看護等のための休暇）」に改め、同条第1項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に、「看護（」を「看護等（」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行うことをいう」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事への参加をすることをいう。第6項において同じ」に改め、同条第2項から第5項までの規定中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改め、同条第6項中「子の看

護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に、「看護を」を「看護等を」に改める。

第30条の2の2の次に次の4条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第30条の2の3 条例第18条の4第1項の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。

- (1) 条例第18条第1項に規定する介護休暇
- (2) 条例第18条の2第1項に規定する介護時間
- (3) 条例第11条第2項の規定において準用する同条第1項の規定による深夜勤務の制限
- (4) 条例第11条の2第2項の規定において準用する同条第1項の規定による超過勤務の制限
- (5) 条例第11条の3第2項の規定において準用する同条第1項の規定による超過勤務の制限
- (6) 条例第17条第1項に規定する短期の介護休暇

第30条の2の4 条例第18条の4第1項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 介護両立支援制度等
- (2) 介護両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先
- (3) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第70条の4第1項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

2 条例第18条の4第1項又は第2項の規定により、職員に対して、前項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法（同条第1項の規定による場合における第3号に

掲げる方法については、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

- (1) 面談による方法
- (2) 書面を交付する方法
- (3) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（以下「電子メール等」という。）の送信による方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

第30条の2の5 条例第18条の4第1項の教育委員会規則で定める措置（第3号に掲げる措置にあっては、職員が希望する場合に限る。）は、次に掲げる措置とする。

- (1) 面談
- (2) 書面の交付
- (3) 電子メール等の送信（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）
（勤務環境の整備に関する措置）

第30条の2の6 条例第18条の5第3号の教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 職員の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供
- (2) 職員に対する介護両立支援制度等及び介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の周知

第32条第1項及び第32条の2中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改める。

別記様式第11号を次のように改める。

（中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成29年中野区教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第6項中「されなかった」を「、されなかった」に改め、同条第7項第2号中「、条例第10条第1項の規定による請求にあっては3歳に、条例第11条第1項の規定による請求にあっては」を削り、同条第8項中「遅滞なく」を「、遅滞なく」に改める。

第28条第1項中「7月1日から9月30日」を「6月1日から10月31日」に改める。

第30条の見出しを「（子の看護等のための休暇）」に改め、同条第1項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に、「看護（」を「看護等（」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行うことをいう」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事への参加をすることをいう。第5項において同じ」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改め、同条第5項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に、「看護を」を「看護等を」に改める。

第35条の2の次に次の4条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第35条の3 条例第19条の3第1項の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）は、次に

掲げる制度又は措置とする。

- (1) 条例第 18 条第 1 項に規定する介護休暇
- (2) 条例第 19 条第 1 項に規定する介護時間
- (3) 条例第 9 条第 2 項の規定において準用する同条第 1 項の規定による深夜勤務の制限
- (4) 条例第 10 条第 2 項の規定において準用する同条第 1 項の規定による超過勤務の制限
- (5) 条例第 11 条第 2 項の規定において準用する同条第 1 項の規定による超過勤務の制限
- (6) 条例第 17 条第 1 項に規定する短期の介護休暇

第 35 条の 4 条例第 19 条の 3 第 1 項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 介護両立支援制度等
- (2) 介護両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先
- (3) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 70 条の 4 第 1 項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

2 条例第 19 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定により、職員に対して、前項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法（同条第 1 項の規定による場合における第 3 号に掲げる方法については、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

- (1) 面談による方法
- (2) 書面を交付する方法
- (3) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（以下「電子メール等」という。）の送信による方法（当該職員が当該電子メール等の記録

を出力することにより書面を作成することができるものに限る。)

第35条の5 条例第19条の3第1項の教育委員会規則で定める措置(第3号に掲げる措置にあっては、職員が希望する場合に限る。)は、次に掲げる措置とする。

- (1) 面談
- (2) 書面の交付
- (3) 電子メール等の送信(当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。)(勤務環境の整備に関する措置)

第35条の6 条例第19条の4第3号の教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 職員の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供
- (2) 職員に対する介護両立支援制度等及び介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の周知

第38条第1項及び第39条中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改める。

別記様式第14号を次のように改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

教育長 殿

所属
職
職員番号
氏名

休暇願・欠勤等の届

下記のとおり、
☐承認を願います。
☐届けます。

1	病気休暇	1 0	生理休暇	1 9	育児参加休暇
2	公民権行使等休暇	1 1	慶弔休暇（結婚）	2 0	短期の介護休暇
3	不妊治療のための休暇	1 2	慶弔休暇（忌引）	2 1	組合休暇
4	妊娠出産休暇	1 3	慶弔休暇（追悼）	2 2	私事旅行等
5	妊娠症状対応休暇	1 4	災害休暇	2 3	欠勤（私事）
6	母子保健健診休暇	1 5	ボランティア休暇	2 4	欠勤（遅参）
7	妊婦通勤時間	1 6	リフレッシュ休暇	2 5	欠勤（早退）
8	育児時間	1 7	子の看護等のための休暇		
9	出産支援休暇	1 8	早期流産休暇		
休暇又は欠勤等の日			月 日から 月 日まで 日間		
1、2、1 4、2 3 理由 3 取得時間、既取得日数及び残日数 4 出産予定日及び産前産後の内訳 5 理由及び出産予定日 6 取得時間、妊娠の週数、前回健診年月日並びに医療機関の名称、電話番号及び所在地 7 取得時間及び出産予定日 8 取得時間及び出産日 9 出産予定日又は出産日、取得時間、既取得日数及び残日数 1 1 挙式年月日 1 2 死亡年月日、本人との続柄及び本人の氏名 1 3 追悼種別、実施年月日、本人との続柄及び本人の氏名 1 5 既取得日数及び残日数 1 7 取得対象である子全員の氏名及び生年月日、当該休暇の取得に係る子の氏名、理由、取得時間、既取得日数並びに残日数 1 8 流産した日 1 9 出産予定日又は出産日、取得時間、既取得日数及び残日数 2 0 取得対象である者全員の氏名及び続柄、当該休暇の取得に係る者の氏名、理由、取得時間、既取得日数並びに残日数 2 1 機関名、実施年月日、実施時間、取得時間、既取得日数及び残日数 2 2 旅行先、日程表及び電話番号 2 4、2 5 理由及び登退庁時刻					

年 月 日

殿

所属
職
職員番号
氏名

休暇願・欠勤等の届

下記のとおり、
☐承認を願います。
☐届けます。

1	病気休暇	9	出産支援休暇	1 7	早期流産休暇
2	公民権行使等休暇	1 0	生理休暇	1 8	育児参加休暇
3	不妊治療のための休暇	1 1	慶弔休暇（結婚）	1 9	短期の介護休暇
4	妊娠出産休暇	1 2	慶弔休暇（忌引）	2 0	組合休暇
5	妊娠症状対応休暇	1 3	慶弔休暇（追悼）	2 1	私事旅行等
6	母子保健健診休暇	1 4	災害休暇	2 2	欠勤（私事）
7	妊婦通勤時間	1 5	ボランティア休暇	2 3	欠勤（遅参）
8	育児時間	1 6	子の看護等のための休暇	2 4	欠勤（早退）
休暇又は欠勤等の日			月 日から 月 日まで 日間		
1、2、1 4、2 2 理由 3 取得時間、既取得日数及び残日数 4 出産予定日及び産前産後の内訳 5 理由及び出産予定日 6 取得時間、妊娠の週数、前回健診年月日並びに医療機関の名称、電話番号及び所在地 7 取得時間及び出産予定日 8 取得時間及び出産日 9 出産予定日又は出産日、取得時間、既取得日数及び残日数 1 1 挙式年月日 1 2 死亡年月日、本人との続柄及び本人の氏名 1 3 追悼種別、実施年月日、本人との続柄及び本人の氏名 1 5 既取得日数及び残日数 1 6 取得対象である子全員の氏名及び生年月日、当該休暇の取得に係る子の氏名、理由、取得時間、既取得日数並びに残日数 1 7 流産した日 1 8 出産予定日又は出産日、取得時間、既取得日数及び残日数 1 9 取得対象である者全員の氏名及び続柄、当該休暇の取得に係る者の氏名、理由、取得時間、既取得日数並びに残日数 2 0 機関名、実施年月日、実施時間、取得時間、既取得日数及び残日数 2 1 旅行先、日程表及び電話番号 2 3、2 4 理由及び登下校時刻					